

横須賀市報

第 1 8 4 7 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

告 示

- ◇特定計量器の定期検査について..... 15007
- ◇道路区域変更及び供用開始について..... //

公 告

- ◇横須賀市農業振興地域整備計画変更案の縦覧について..... //
- ◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達..... 15008
- ◇開発行為の工事完了について..... //
- ◇差押財産の公売に係る最高価申込者の決定について..... //
- ◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達..... //
- ◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達..... //
- ◇住民票の職権消除について..... //

上下水道局告示

- ◇指定給水装置工事事業者の指定について..... 15009
- ◇指定下水道工事店の指定について..... //
- ◇指定下水道工事店の代表者の変更について..... //

農業委員会告示

- ◇農業委員会総会の招集について..... //

正 誤

- 1 検査対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり
- 2 検査を行う期間、区域及び場所

検査期間	検査区域	検査場所
令和4年11月7日から令和5年3月31日まで	本庁の所管区域のうち本町、稲岡町、新港町、小川町、大滝町、緑が丘、若松町、日の出町、米が浜通、平成町、安浦町、三春町、富士見町、田戸台、深田台、上町及び佐野町（5丁目及び6丁目に限る。）並びに追浜行政センター、田浦行政センター、逸見行政センター及び衣笠行政センターの所管区域	当該特定計量器の所在場所

- 3 検査を行う指定定期検査機関
公益社団法人神奈川県計量協会

横須賀市告示第167号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和4年9月12日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和4年9月12日

横須賀市長 上地 克明

告 示

横須賀市告示第166号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施します。

令和4年9月12日

横須賀市長 上地 克明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
3,242	旧	武1丁目2323番の13地先から 武1丁目2321番の1地先まで	メートル 1.8～2.0	メートル 21.8
	新	武1丁目2323番の14地先から 武1丁目2321番の1地先まで	1.9～2.3	17.1
3,244	旧	武1丁目1633番の4地先から 武1丁目3176番の8地先まで	2.7	26.2
	新	武1丁目2323番の11地先から 武1丁目3176番の8地先まで	2.7～4.2	26.0
3,915	旧	長坂3丁目537番の4地先から 長坂3丁目518番の3地先まで	1.5～1.6	105.7
	新	長坂3丁目537番の4地先から 長坂3丁目537番の3地先まで	1.5	3.6

公 告

横須賀市公告第133号 (令和4年8月17日) 掲 示 済

横須賀市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、次のとおり当該

農業振興地域整備計画の変更の案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更の案に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する方は、当該農用地利用計画の変更の案に対して異議があるとき

は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和4年8月17日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 縦覧期間
公告の日から30日間
- 2 縦覧場所
横須賀市経済部農水産業振興課

横須賀市公告第 142 号 (令和4年8月26日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

ら申出があるときは交付します。

令和4年8月26日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和4年度	固定資産税 都市計画税	9月随時分

(別紙略)

横須賀市公告第 143 号 (令和4年8月30日 掲 示 済)

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年8月30日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和3年10月25日 令3開第6号	令和4年8月23日 令4第4号	横須賀市野比2丁目292番1ほか1筆	横須賀市久里浜一丁目5番3号 株式会社栄林 代表取締役 林 日出海

横須賀市公告第 144 号 (令和4年8月31日 掲 示 済)

令和4年横須賀市公告第89号による公売に係る公売財産（不動産）の最高価申込者を次のとおり決定したので、国税徴収法（昭和34年法律第 147 号）第 106 条第 2 項の規定の例により公告します。

令和4年8月31日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 145 号 (令和4年9月2日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月2日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和元年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 4 期 分	令和2年2月25日
		11月随時	令和元年12月19日
令和2年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 2 期 分	令和2年9月29日
		第 3 期 分	令和2年11月27日
		第 4 期 分	令和3年2月24日
令和3年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 1 期 分	令和3年7月29日
		第 2 期 分	令和3年9月29日
			令和4年4月26日
		第 3 期 分	令和3年11月29日
			令和4年4月26日
		第 4 期 分	令和4年2月22日
令和4年4月26日			
		7月随時	令和4年4月26日

令和4年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	2月随時	令和4年3月23日
		第 1 期 分	令和3年6月29日
		第 2 期 分	令和3年8月26日
		第 3 期 分	令和4年1月27日
令和4年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 4 期 分	令和4年3月23日
		第 1 期 分	令和4年7月28日
		固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 1 期 分

(別紙略)

横須賀市公告第 146 号 (令和4年9月2日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月2日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和4年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分及び定期賦課過年度分

(別紙略)

横須賀市公告第 147 号 (令和4年9月6日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第 292 号）第12条第 4 項後段の規定により公告します。

令和4年9月6日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第24号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）

第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和4年9月12日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
608	Y K t e c h株式会社	矢吹 豪	横須賀市大津町四丁目11番26号	令和4年8月19日	令和9年8月18日
609	株式会社ミツヤス	小松 伸子	海老名市望地二丁目21番	令和4年8月19日	令和9年8月18日
610	株式会社イーワークス	宮田 誠	横浜市栄区飯島町167番地4102号室	令和4年8月22日	令和9年8月21日

横須賀市上下水道局告示第25号

横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第6条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第2条の規定に基づき、令和9年3月31日まで次に掲げる工事店

を本市指定下水道工事店として指定しました。

令和4年9月12日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須417	Y K t e c h株式会社	矢吹 豪	横須賀市大津町四丁目11番26号	令和4年8月19日

横須賀市上下水道局告示第26号

平成31年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店株式会社いづみ工事は、次のとおり代表者を変更しました。

令和4年9月12日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	工事店名	代表者名		所在地
		新	旧	
須4	株式会社いづみ工事	泉澤 洋一	泉沢 静雄	横須賀市林二丁目10番22号

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第9号（令和4年9月1日
掲示済）

令和4年第9回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和4年9月1日

横須賀市農業委員会

会長 田丸 定雄

- 日時 令和4年9月12日午後3時
- 会議開催の場所 横須賀市役所301会議室
- 会議に付議すべき事項
 - 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - 非農地証明申請について
 - 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

賀市公告第138号中「佐島の丘2丁目792番14」は「佐島の丘1丁目792番14」の誤り

正 誤

令和4年8月25日付け横須賀市報第1846号15004ページ横須